

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定によって、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和八年七月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、規則第四十六条に規定する免除を受けることができる者及び免除の範囲とする。

三 試験の科目

1 和裁科について

(一) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

(二) 関連学科

(1) 系基礎学科

- ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り）
  - イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料）
  - ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理）
- (2) 専攻学科

ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法）

イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

2 和裁科以外の職種について

前記1(一)の指導方法のみ

四 受験資格

1 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定（以下「技能検定」という。）に合格した者及び規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者のうち、和裁科にあつては実技試験の全部について免除を受けることができる者、和裁科以外の職種にあつては実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科について免除を受けることができる者及び二級の技能検定に合格した者

2 前記1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(一) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

五 試験の日時

1 和裁科について

(一) 指導方法

令和八年十月四日(日) 午前十時三十分から正午まで

(二) 関連学科

令和八年十月四日(日) 午後一時から午後二時四十五分まで

2 和裁科以外の職種について

指導方法

令和八年十月四日(日) 午前十時三十分から正午まで

六 試験の場所

広島市中区千田町三丁目七番四七号

広島県情報プラザ

七 受験申請手続

1 提出書類

(一) 職業訓練指導員試験受験申請書

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートルのもの)

(三) 前記三の受験資格を有することを証する書類

2 書類の提出先

広島県商工労働局職業能力開発課(〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号)

3 書類の提出期間

令和八年七月三十一日(金)から令和八年八月三十一日(月)まで(受付時間は午前八時三十分から午後五時まで)。ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日は除く。

郵送による場合は、簡易書留郵便とし、令和八年八月三十一日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験手数料

三千百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は、返還しない。

(一) 申請窓口での納付

手数料三千百円の現金を受験申請書に添えて、申請窓口で納付する。

(二) 納付書による納付

所定の手続により広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

この場合、払込証明書を受験申請書の所定欄に貼って提出すること。

八 合格者の発表など

合格者の受験番号は、令和八年十月十六日(金) 午前九時に広島県のホームページに掲

載する。

また、合格者及び学科試験の一部に合格した者については、書面で通知する。

九 その他

1 受験申請書の用紙は、広島県商工労働局職業能力開発課で交付する。

郵送によって請求する場合は、返信用封筒（A四判で百八十円分の切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封すること。

2 この試験についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（電話（〇八二）五

一三―三四三一）（ダイヤルイン）にすること。